

福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準

(令和7年9月8日一部改正)

【共通基準】

※適用除外;「001 紙類」～「017 その他繊維製品」

【認定対象品目ごとの基準】

- 001 紙類
- 002 文具類
- 003 オフィス家具等
- 014 制服・作業服等
- 015 インテリア・寝装寝具
- 016 作業手袋
- 017 その他の繊維製品
- 101 農業資材
- 102 照明
- 103 容器・包装材
- 104 家庭用繊維製品
- 105 その他文具類
- 106 その他繊維製品
- 107 日用品・家庭用品
- 108 食品
- 109 燃料
- 110 間伐材又は低位利用木材を使用した製品
- 111 段ボールを使用した製品
- 112 使用済み牛乳パックを使用した製品
- 113 イ草端材を使用した製品
- 114 再生ゴムを使用した製品

◎認定基準で示す備考とは、令和7年度福岡県環境物品等調達方針一覧Ⅰに記載の備考のことである。

◎認定基準で示す表とは、令和7年度福岡県環境物品等調達方針一覧における判断基準別表のことである。

◎認定基準で示す基準値1並びに基準値2とは、令和7年度福岡県環境物品等調達方針一覧における基準値1並びに基準値2のことである。

※017までの分類番号は、令和7年度福岡県環境物品等調達方針に対応している。

※分類番号110から114までで分類可能な製品のうち、分類番号001から109までで分類可能な製品は、分類番号001から109までで分類することとする。

【共通基準】

適用除外；「福岡県県産リサイクル製品認定制度 認定基準」中

「001 紙類」～「017 その他繊維製品」

区 分	基 準
環境安全性	有害物質が溶出する可能性のある製品、有害物質を含有する可能性のある製品については、次の基準に適合していること。 ただし、再生資源の発生過程や性状、製品の製造工程や用途等に応じて、当該基準の項目の一部若しくは全部を省略し、又は他の検査項目を適用するものとする。 ① 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準 ② 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する基準
品質性能	次の規格等に適合していること。 ① JIS規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格をいう。）がある品目については、当該規格。 ② JAS規格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第8条の日本農林規格をいう。）がある品目については、当該規格。 ③ ①、②に準ずる品質性能基準がある品目にあつては、当該規格。 ④ 規格がない品目にあつては、知事が適当と認めた品質性能。
再生資源の種類及び含有率	認定対象品目ごとの認定基準に適合していること。
法令遵守	製品に適用される法令等がある場合は、当該法令等に適合していること。

【認定対象品目ごとの基準】			
認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
001 紙類	情報用紙	1 コピー用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
		2 フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。
		3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。
	印刷用紙	4 塗工されていない印刷用紙	① 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の算定式の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
		5 塗工されている印刷用紙	
	衛生用紙	6 トイレットペーパー	○ 古紙パルプ配合率100%であること。
		7 ティッシュペーパー	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
002 文具類	文具類共通判断基準		○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと ア 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④ 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ 使用後に異種材料間での分解・分別が可能なるものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
		1 シャープペンシル	
		2 シャープペンシル替芯	(判断の基準は容器に適用)
		3 ボールペン	○ 文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
		4 マーキングペン	
		5 鉛筆	
		6 スタンプ台	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		7 朱肉	
		8 印章セット	
		9 印箱	
		10 公印	
		11 ゴム印	
		12 回転ゴム印	
		13 定規	
		14 トレー	
		15 消しゴム	(判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用)
		16 ステープラー(汎用型)	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		17 ステープラー(汎用型以外)	
		18 ステープラー針リムーバー	
		19 連射式クリップ(本体)	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		20 事務用修正具(テープ)	
		21 事務用修正具(液状)	(判断の基準は容器に適用)

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
		22 クラフトテープ	○ テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		23 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	○ テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		24 両面粘着紙テープ	○ テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		25 製本テープ	(判断の基準はテープ基材に適用)
		26 ブックスタンド	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		27 ペンスタンド	
		28 クリップケース	
		29 はさみ	
		30 マグネット(玉)	
		31 マグネット(バー)	
		32 テープカッター	
		33 パンチ(手動)	
		34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
		35 紙めくりクリーム	(判断の基準は容器に適用)
		36 鉛筆削(手動)	
		37 OAKリーナー(ウエットタイプ)	(判断の基準は容器に適用) ○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		38 OAKリーナー(液タイプ)	(判断の基準は容器に適用)
		39 ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
		40 レターケース	
		41 メディアケース	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 ② CD、DVD及びBD用にあっては厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		42 マウスパッド	
		43 OAFフィルター(枠あり)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通判断基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
		44 丸刃式紙裁断機	
		45 カッターナイフ	
		46 カッティングマット	
		47 デスクマット	
		48 OHPフィルム	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあっては、上記アの要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
		49 絵筆	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		50 絵の具	(判断の基準は容器に適用)
		51 墨汁	
		52 のり(液状)(補充用を含む。)	(判断の基準は容器に適用)
		53 のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	
		54 のり(固形)(補充用を含む。)	(判断の基準は容器・ケースに適用)
		55 のり(テープ)	
		56 ファイル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		57 バインダー	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		58 ファイリング用品	
		59 アルバム(台紙を含む。)	
		60 つづりひも	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		61 カードケース	
		62 クリヤーブック	
		63 名刺ホルダー	
		64 用箋挟	
		65 ペーパーバッグ	
		66 事務用封筒(紙製)	○ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		67 窓付き封筒(紙製)	○ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ○ 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		68 けい紙	○ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		69 ノート	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
		70 バンチラベル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		71 タックラベル	
		72 インデックス	
		73 付箋紙	
		74 付箋フィルム	
		75 黒板拭き	
		76 ホワイトボード用イレー	
		77 額縁	
		78 テープ印字機等用カセット	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② 次の要件を満たすこと。 ア 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部分を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなつて排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部分のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと。
		79 テープ印字機等用テープ	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
		80 ごみ箱	○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		81 リサイクルボックス	
		82 缶・ボトルつぶし機(手動)	
		83 名札(机上用)	
		84 名札(衣服取付型・首下げ型)	
		85 鍵かけ(フックを含む。)	
		86 チョーク	○ 再生材料が10%以上使用されていること。
		87 グラウンド用白線	○ 再生材料が70%以上使用されていること。
		88 梱包用バンド	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ○ 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
003 オフィス家具等		1 いす	○ 次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつてはイ及びウの要件を満たすこと。 ア 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ バイオマスプラスチックであつて環境負担低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③ 金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあつては、原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³ h 以下又はこれと同等のものであること。 ④ 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
		2 机	
		3 棚	
		4 収納用什器(棚以外)	
		5 ローパーティション	
		6 コートハンガー	
		7 傘立て	
		8 掲示板	
		9 黒板	
		10 ホワイトボード	
		11 個室ブース	
		12 ディスプレイスタンド	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
O14 制服・作業服等		1 制服	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、ファン付き作業服のうち、保冷剤ポケット付きの作業服については、当面の間、対象外とする。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負担低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負担低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
		2 作業服	
		3 帽子	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負担低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負担低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
		4 靴	○ 甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負担低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
015 インテリア・寝装 寝具	カーテン等	1 カーテン	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
		2 布製ブラインド	① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
		3 金属製ブラインド	○ 日射反射率が表に示された数値以上であること。
	カーペット	4 タイルカーペット	○ 基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
		5 ニードルパンチカーペット	○ ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。
		6 タフテッドカーペット	① 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
		7 織じゅうたん	
	毛布等	8 毛布	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
		9 ふとん	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 使用済ふとんの詰物を適正な洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。
	ベッド	10 ベッドフレーム	○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれている場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれている場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ② 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³ h 以下又はこれと同等のものであること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用しない。 ④ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
		11 マットレス	① 詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ウ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ② フェルトに使用される繊維はすべて未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
016 作業手袋		1 作業手袋	○ 主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③ 未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
017 その他繊維製品	テント・シート類	1 集会用テント	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
		2 ブルーシート	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうちポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比50%以上使用されていること。
	防球ネット	3 防球ネット	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 再生ポリエチレン繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
	旗・のぼり・幕類	4 旗	○ 使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
		5 のぼり	
		6 幕	
	モップ	7 モップ	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。

認定品目			認定基準	
分類	大項目	品目名		
101 農業資材	1 園芸用品		○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の50%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材、廃植物繊維等の再生資源であること。 ③ 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。	
		普通肥料	2 複合肥料	① 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録や届出がされていること。 ② 再生資源である粉末消火薬剤が90%以上使用されていること。
			3 副産石灰肥料	○ 共通基準の法令遵守の欄に掲げる基準を適用する。
			4 汚泥発酵肥料	
	土壌改良資材	5 植物抽出液	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物(抽出工程で副次的に得られたものを含む。)を100%使用していること。	
		6 木炭	○ 原料として間伐材及び低位利用木材を100%使用していること。	
		7 竹炭	○ 原料として竹(使用済竹製品にあっては薬剤不使用に限る)を100%使用していること。	
		8 竹パウダー	○ 次の要件を満たすこと。 ①原料として、未利用竹を100%使用していること。 ②粉状であること。	
	特殊肥料	9 堆肥	○ 動植物質の有機物質(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を乾燥重量比50%以上(水分55～65%)使用していること。	
	102 照明	ランプ	1 蛍光ランプ (直管型:大きさの区分40形 蛍光ランプ)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用型(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が100lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 カ 原材料として、再生蛍光体を20%以上使用していること。 ② ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が85lm/w以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 カ 原材料として、再生蛍光体を20%以上使用していること。
103 容器・包装材	紙製の包装材	1 包装用緩衝材	○ 古紙パルプ配合率100%であること。	
		2 紙ひも		
		3 紙トレー (段ボール製品及び紙箱は除く)	○ 古紙パルプ配合率60%以上であること。	
104 家庭用繊維製品	繊維基礎製品	1 糸	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ポリマリーサイクル繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② その他のリサイクル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	
		2 糸製品		
		3 織物		
		4 ニット生地		
		5 レース生地		
		6 その他の繊維基礎製品		

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
105 その他文具類	パネル・プレート	1 展示用パネル・プレート	○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	2 グラウンド用白線		○ 再生資源が70%以上使用されていること。 ただし、建築物の解体に伴い廃棄された石膏ボードを含む製品は除く。
	3 葉書・カード類		○ 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
106 その他繊維製品	1スポーツ用品	1 体育マット	○ 次の要件を満たすこと。 ① 生地は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ② 芯材のウレタンフォームは再生品を使用していること。ただし、ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
107 日用品・家庭用品	調理・キッチン用品	1 レンジフードフィルター	○ 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクルPET繊維、ケミカルリサイクルPET繊維など)を50%以上使用していること。
		2 換気扇フィルター	
		3 水切りネット	○ 次の要件を満たすこと。 ① 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維)を50%以上使用していること。 ② メッシュが、1.5mm以下であること。
		4 その他調理・キッチン用品	○ 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
	衛生用品	5 消臭剤	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物を80%以上使用していること。
		6 脱臭剤	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 木質部の原料として間伐材、低位利用木材又は使用済木製品(薬剤不使用に限る。)を100%使用していること。 ② 原料として廃植物繊維質を100%使用していること。
		7 洗剤	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物を10%以上使用していること。
	ガーデニング資材	8 敷砂利	○ 再生資源は廃瓦又は廃ガラスとし、再生資源が廃瓦の場合は①及び②、廃ガラスの場合は③の基準を満たすこと。 ① 廃瓦(粘土瓦に限る。)を100%使用していること。 ② 粒度が40mm以下であること。 ③ 焼成発泡した廃ガラスを50%以上(重量比)使用していること。
	DIY・資材	9 パーティクルボード	○ 木質部の原料として建築解体木材(防腐・防蟻・防虫処理が施された材を除く。)を100%使用していること。
		10 擬木	○ 再生資源である再・未利用木材及び廃プラスチックの合計重量が、製品重量の40%以上であること。
		11 タイル	○ 再生資源として、下水汚泥焼却灰を50%以上使用していること。
		12 ガラスカレット	○ 再生資源として、廃ガラスを100%使用していること。
	洗濯・清掃用品	13 エアコンフィルター	○ 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクルPET繊維、ケミカルリサイクルPET繊維など)を30%以上使用していること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
107 日用品・家庭用品	14 収納用品	—	○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生資源として間伐材、合板・製材工場から発生する端材、低位利用木材を100%使用していること。 ② プラスチックは、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が50%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマーの質量割合が60%以上であること。
	器具	15 飲食器	○ 再生資源は陶磁器、木質又は微小珪砂^{びしょうけいしゃ}とし、再生資源が陶磁器の場合は①、木質の場合は②、微小珪砂の場合は③の基準を満たすこと。 ① 使用済み陶磁器を15%以上(重量比)使用していること。 ② 木質部の原料として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。 ③ 珪砂採取において珪砂水簸^{けいしゃすいひ}により生じる微小珪砂を35%以上(重量比)使用していること。
	16 化粧品		○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生資源として、食品の製造及び加工工程で副次的に得られたものから産出された機能性物質を使用していること。 ② 再生資源として、家畜の胎盤から抽出されたプラセンタエキスを使用していること。
	17 かばん類		○ 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① リサイクル繊維(反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維)を繊維重量の25%以上使用していること。 ② 使用済みプラスチックを50%以上(重量割合)使用していること。 ③ その他のリサイクル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。
	18 玄関・ポーチ用品		○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
	19 玩具		○ 再生資源として、間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
108 食品	調味料	1 魚醬	○ 再生資源として、食品の製造及び加工工程で副次的に得られたものを70%以上(重量比)使用していること。
	加工食品	2 メンマ	○ 再生資源として、未利用の若竹(生長により食材(タケノコ)に適さなくなったもの。)を70%以上(重量比)使用していること。
		3 セラミド含有食品	○ セラミドの原料として、食品の製造及び加工工程で副次的に得られたものから産出されたものを100%使用していること。
109 燃料	1 重油代替燃料		○ 再生資源として廃食用油由来のものを使用していること。
110 間伐材又は低位利用木材を使用した製品			○ 金属を除く主要材料が木質であり、木質部として間伐材又は低位利用木材を100%使用していること。
111 段ボールを使用した製品			○ 金属を除く主要材料が段ボールであり、その原料は古紙パルプ配合率が70%以上であること。
112 使用済み牛乳パックを使用した製品			○ 金属を除く主要材料が次の要件を満たすこと。 ○ 主要材料中の再生資源として使用済み牛乳パックを70%以上使用していること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
113 イ草端材を使用した製品			○ 金属を除く材料が、次の要件を満たすこと。 ○ イ草端材を含めた再生資源が、製品全体の50%以上であることかつ、イ草端材が製品全体の10%以上であること。
114 再生ゴムを使用した製品	1	ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品	○ 金属を除く主要材料がゴムであり、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が10%以上であること。ただし、ゴム粉を用いた常温形成品については、60%以上であること。
(注) ○「間伐材」とは、林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材をいう。 ○「低位利用木材」とは、林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材をいう。 竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 ○「使用済み製品」とは、木又は竹を原料とする製品であって、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。 ○「その他のリサイクル繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定めるリサイクル繊維のうち、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維を除いたものをいう。 ○「廃植物繊維質」とはエコマーク認定基準の用語に定める「農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。」をいう。 ○「廃食用油」とはエコマーク認定基準の用語に定める「調理過程及び食品製造過程で排出された、もしくは賞味期限切れ等の理由により、食品として使用されなくなったために排出された食用油。」をいう。 ○「イ草端材」とは、イ草を材料するものであって、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ素材(製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。)」、「廃植物繊維質」に該当するものをいう。 ○「再生ゴム」に含まれる再生材料は、エコマーク認定基準の用語に定める「プレコンシューマ材料」または「ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)」及びそれらの混合物をいう。 ○「廃植物繊維」とは、エコマーク認定基準の用語に定める「もみがらなどの農作物の収穫及び製造工程で発生する農業残渣、並びに麻袋などの使用済み梱包材など。」をいう。 ○「廃木材」とは、エコマーク認定基準の用語に定める「使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材及び木質材料。」をいう。 ○「安全データシート(Safety Data Sheet)」とは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書をいう。			